

健難発1122第5号
令和元年11月22日

公益社団法人日本医師会 会長 殿

厚生労働省健康局難病対策課長
(公印省略)

「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」
の施行について（協力依頼）

平素より厚生労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」（令和元年法律第55号。以下「法」という。）が令和元年11月22日に公布され、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律施行規則」（令和元年厚生労働省令第73号。以下「施行規則」という。）とともに、同日に施行されました。

今後、厚生労働省としては、対象となる方からの請求に基づき、補償金の支給事務を行うこととなりますが、法の円滑な施行に向けて、貴会におかれましても、下記の事項につき、御理解、御協力をいただくとともに、都道府県医師会を通じ管下の医療機関等にも周知していただきますようお願いいたします。

記

1. 制度の周知

法において、国は、補償金の支給手続等についての周知を行うこととされており、支給対象となる方に、効果的な周知を行うため、様々な場所や機会を通じて、周知を行っていきたいと考えております。

貴会におかれども、例えば、管下の医療機関等でのリーフレット（別添1）の配布や、メールマガジン等による厚生労働省の相談窓口の案内等を行っていただくなど、制度の周知に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

2. 請求者に係る記録の調査等

法において、厚生労働大臣は、補償金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行うこととされており、当該者は、厚生労働大臣に、請求書を提出しなければならないこととされていま

す。請求書には、請求者と一定の家族関係を有したことがある者がハンセン病元患者（法第2条第1項に規定する「ハンセン病元患者」をいう。以下同じ。）であることを証明することができる書類を添付する必要があります。らい予防法（昭和28年法律第214号）が施行されていた当時、ハンセン病療養所以外の医療機関を受診していたハンセン病患者も存在していることから、ハンセン病の治療に係るカルテや診断書等の記録が当該医療機関に残っている可能性があります。また、当該医療機関に記録が残っていても、在職している医師や職員から当該請求者がハンセン病に罹患していた事実に関する証言が得られるのであれば、認定にあたっての重要な判断材料となります。各医療機関において、請求者からカルテ等の請求を受けた場合には、可能な限り速やかに関係資料を提供していただきますようお願いいたします。

なお、請求者への関係書類の提供に当たっては、本人（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第8項に規定する「本人」をいう。）の同意が得られていることを確認するなどの個人情報保護法に則った対応により、ハンセン病元患者のプライバシーの保護に十分配慮いただくようお願いいたします。

3. 医師の意見書の作成等

施行規則において、補償金を請求する際には、請求者は、「請求に係るハンセン病元患者が法第2条第1項各号に掲げる者に該当することを証明することができる書類」を請求書に添付することとされており、請求者は、施行規則第4条第4号各号に規定する金銭の支払を受けたことを証明することができる資料や、請求に係るハンセン病元患者が平成8年3月31日までの間にハンセン病療養所に入所していたことを証明することができる在園証明書等を提出する必要があります。

他方で、前述の金銭の受給歴やハンセン病療養所への入所歴がないハンセン病元患者がいることも否定できないため、万が一、上述の書類が提出できない場合には、ハンセン病元患者のハンセン病の発病歴及び発病時期に関する医師の意見書の提出を求めるとしております。

各医療機関におかれては、請求者から求めがあった場合には、可能な限り意見書の作成又はハンセン病を専門とする医師の紹介に御協力をよろしく願います。なお、ハンセン病を専門とする医師については、必要に応じ、国立ハンセン病療養所にお問い合わせください。

あわせて、意見書の作成等に当たっては、請求者のプライバシー保護に十分配慮いただくようお願いいたします。

別添1：ハンセン病元患者家族に対する補償金に関するリーフレット

別添2：ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律関係資料
(関係法令・通知)

<参考>ハンセン病元患者家族に対する補償金に関するQ&A

(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hansen/index.html

(照会先)

厚生労働省健康局難病対策課

ハンセン病元患者家族補償金支給業務室

電話：03-5253-1111 (内線 2148、2151)

直通：03-3595-2239

担当：秋山、山形

ハンセン病元患者の御家族の皆様へのお知らせ

～補償金の支給制度について～

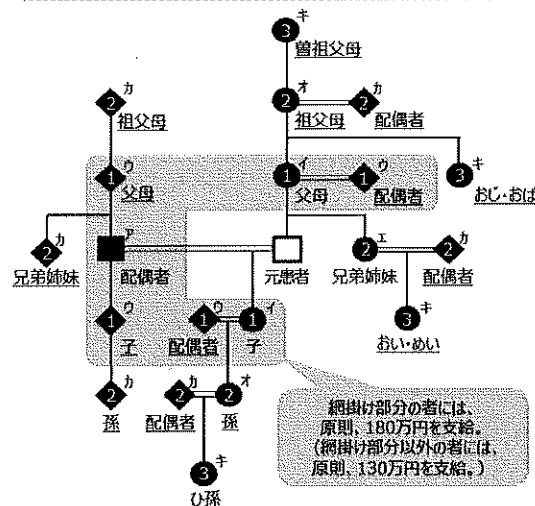
- 令和元年(2019年)11月15日に、議員立法により「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律(令和元年法律第55号。以下「法」という。)」が成立し、同年11月22日に公布・施行されました。
- 法の前文では、ハンセン病の隔離政策の下、ハンセン病元患者家族等が、偏見と差別の中で、ハンセン病元患者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、その問題の重大性が認識されず、これに対する取組がなされてこなかった、その悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびする旨が述べられています。
- 法に基づき、対象となるハンセン病元患者の御家族の方々に補償金を支給いたします。

1. 補償金の支給対象となる方及び補償金の額について

平成8年(1996年)3月31日までの間(らい予防法が廃止されるまでの間)にハンセン病の発病歴(※1)・国内等居住歴(※2)のある方と次のア～キの関係にあったことがある方(※3)であって、現在、生存されている方が対象となります。なお、「配偶者」には、事実婚の配偶者も含まれます。

	対象者	補償金の額
ア	配偶者	180万円
イ	親、子	
ウ	1親等の姻族等(※4)であって、ハンセン病歴のある方と同居(※5)していた方	130万円
エ	兄弟姉妹	
オ	祖父母・孫であって、ハンセン病歴のある方と同居(※5)していた方	
カ	2親等の姻族等(※6)であって、ハンセン病歴のある方と同居(※5)していた方	
キ	曾祖父母・ひ孫・おじ・おば・おい・めいであって、ハンセン病歴のある方と同居(※5)していた方	

- ：血族
 - ・親子や兄弟姉妹のように、血縁関係がある者
 - ・養子と、養親及びその血族
- ◆：姻族
 - ・配偶者の血族又は血族の配偶者
- 1～3：親等数(下線付きの者は、元患者と対象期間に同居していたことがある場合のみ対象。)



※1 ハンセン病療養所への入所歴の有無やハンセン病が治癒した時期は問いません。ただし、台湾、朝鮮等の本邦以外の地域に居住しており、日本に居住したことのない場合には、昭和20年(1945年)8月15日までにハンセン病を発病した方に限ります。

※2 昭和20年(1945年)8月15日までの台湾、朝鮮等の本邦以外の地域を含みます。

※3 ハンセン病歴のある方のハンセン病の発病(発病時にハンセン病歴がある方が国内等に居住していなかった場合は、当該者が国内等に住所を有するに至った時)から平成8年(1996年)3月31日まで(台湾、朝鮮等の本邦以外の地域に居住しており、日本に居住したことのない場合は、昭和20年(1945年)8月15日まで)の間に当該ハンセン病歴のある方とア～キの関係にあったことがあり、当該関係があった期間に国内等居住歴(※2)がある方が対象です。

※4 1親等の姻族等には、親・子の配偶者及び配偶者の親・子が含まれます。

※5 「同居」とは、発病から平成8年(1996年)3月31日までの間に日本において(日本に居住したことのない場合には、昭和20年(1945年)8月15日までの間に台湾、朝鮮等の本邦以外の地域において)生活の本拠を同一にしていたことを意味し、休暇時の帰省等の一時的な滞在は含みません。

※6 2親等の姻族等には、祖父母・兄弟姉妹・孫の配偶者及び配偶者の祖父母・兄弟姉妹・孫が含まれます。

2. 補償金の請求手続について

- ・ 請求書は、厚生労働省(下記の補償金担当窓口)に郵送してください。記載は日本語のみ可。
- ・ 請求書の様式は、厚生労働省のホームページ(ダウンロード)に掲載しているほか、御連絡をいただければ個別に郵送いたします。
- ・ 請求期限は、令和元年(2019年)11月22日(法律の施行日)から5年以内(令和6年(2024年)11月21日まで)です。
- ・ 詳しくは、厚生労働省のホームページに掲載している、「ハンセン病元患者家族に対する補償金Q&A」を参照ください。

<請求書の記載事項や添付書類について>

- 請求書には、様式に沿って、元患者がハンセン病の診断を受けた年月日又はハンセン病療養所に入所していた年月日、療養所の名称及び所在地、元患者との関係性などを記載してください。
- 請求書を提出する際には、以下の資料を添付してください(※印のものは、厚生労働省ホームページに様式を掲載しています。)
 - ・ 添付書類チェックシート(※)
 - ・ 住民票の写しなど請求者の氏名、性別、生年月日、住所又は居所を証明する書類
 - ・ 請求者の家族であったことがある方で平成8年3月31日までのハンセン病の発病歴があることを証明する書類
 - ・ 請求者及びハンセン病歴のある方それぞれが国内等居住要件を満たすことを証明する書類
 - ・ 請求者が上記※3の期間にハンセン病歴のある方と請求書に記載の家族関係であったことを証明する書類
 - ・ 請求者が上記1.ウ、オ、カ又はキである場合、当該ハンセン病歴のある方と※3の期間に同居していたことを証明する書類
 - ・ 補償金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類(通帳やキャッシュカードの写しなど)
 - ・ その他請求に係る事実を証明する資料(例:国立ハンセン病療養所の入所期間証明書、戸籍謄本、関係者の陳述書など)
 - ・ 添付書類の日本語訳(外国語で作成された添付資料がある場合のみ)

3. 担当窓口

請求書の提出や請求に関する御相談については、厚生労働省(健康局難病対策課ハンセン病元患者家族補償金支給業務室)の下記の担当窓口にご連絡ください。

厚生労働省 補償金担当窓口

電話番号 **03-3595-2262**

受付時間 10:00~16:00
(月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)

宛先 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省健康局補償金担当宛て

メールアドレス hoshoukin@mhlw.go.jp